



■ 税理士 宮本 雄司

2

定期同額給与

こと。
□ 監査官の決算承認を要するに至るため、3月経過日後でなければ定期総会が開催できないこと。

定期同額給与とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

(1) その支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与(以下「定期給与」といいます)で、その事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの。

(2) 定期給与で、次の改訂がされた場合におけるその事業年度開始の日又は与改定前の最後の支給時期の翌日から、給与改定後の最初の支給時期の前日又はその事業年度終了の日まで支給額が同額であるもの。

① その事業年度開始の日の属する会計期間開始の日から3月を経過する日までにされた改訂(継続して毎年所定の時期にされるもので、3月経過日後にされることがついて特別の事情があると認められる場合は、その改定の時期)。特別の事情には次のようなものがあります。

イ 全国組織の協同組合連合会等で、その役員が下部組織である協同組合等の役員から構成されるものであるため、その協同組合等の定期総会の終了後でなければその協同組合連合会等の定期総会が開催できない

臨時改訂事由、個々の実態で判断

業績悪化改訂事由 客観的な事情を具体的に説明

は次のようなものがあります。
イ 定時株主総会後、次社長が退任したことに伴い、そのため、業績悪化改訂事由には次のようなものがあります。

イ 株主との関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない、株主債権者、取引先等の利害関係者の関係上、役員給与の額を減額せざるを得ない事情があることをいうため、経営状況の悪化に伴う減額せざるを得ない事情があることなどを理由に業績悪化改訂事由に該当する。この改訂(①の改訂の場合を除きます)によりされた改訂(①の改訂の改訂事由に該当する場合を除きます)。

ハ 法人の役員給与の額がその親会社の役員給与の額を参考して決定されるなどの状況にあるため、その親会社の定期株主総会の終了後でなければその法人の役員の定期給与の額の改訂に係る決議ができないこと。

② その事業年度においてその法人の役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情(以下「臨時改訂事由」といいます)によりされた改訂(①の改訂の場合を除きます)。

ハ 業績や財務状況又は総会の終了後でなければその法人の役員の定期給与の額の改訂に係る決議ができないこと。

イ について、同族会社のようによく少数の者の株主で占められ、かつ、役員の一部が株主である場合等の会社も、イに該当するケースがないわけではありませんが、そのような場合は、役員給与の額を減額せざるを得ない客観的かつ特別の事情を具体的に説明できるようにしておく必要があります。

ハ については、取引銀行等との協議状況等により、該当することが判断できると考えられます。

ハ については、その策定された経営状況の改善を図るために計画によって判断できると考えられます。

ハ については、その策定された経営状況の改善を図るために計画によって判断できることがあります。

□ 合併に伴いその役員の職務の内容が大幅に変更されること。また、単なる名義変更だけではなく、役員の職務内容など個々の実態に即し、判断することに注意する必要があります。

□ その事業年度においてその法人の経営の状況が著しく悪化したこと。定期改訂事由に該当する場合。

□ 取引銀行との間で行われる借入金返済のリスク、ジュールの協議において、役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

□ 株主との関係上、業績や財務状況の悪化についての役員としての経営上の責任から役員給与の額を減額せざるを得ない場合。

□ その他の役員給与の額を減額せざるを得ない場合。